

適正な下水道使用料の在り方について

答 申

令和5年1月10日

柳井市上下水道事業経営審議会

目 次

1	はじめに	1
2	答申内容	1
3	付帯意見	6
4	おわりに	6

添付資料

柳井市上下水道事業経営審議会条例
柳井市上下水道事業経営審議会委員名簿
柳井市上下水道事業経営審議会開催経緯
柳井市下水道使用料算定要領

1. はじめに

柳井市の下水道事業は、公共水域の水質保全、浸水対策及び生活環境の改善等を目的に、昭和61年度から公共下水道事業、平成3年度から農業集落排水事業に着手した。令和3年度までに総事業費約360億円を投じ、汚水処理場6箇所、管渠延長158キロ、雨水ポンプ場3箇所の整備を順次進めてきた。

この間、平成17年、平成21年と二度にわたる豪雨災害を経験し、現在も雨水ポンプ場整備に注力しており、汚水処理整備の指標となる下水道処理人口普及率は、令和3年度末で45.2%と全国平均(83.1%)や山口県内平均(72.6%)に比べ低い水準に留まっている。この状況を早期に解消するため、未普及地区への管渠整備に加え、国及び山口県の要請に基づき公共下水道事業区域の見直しを行っている。

また、既存の汚水処理施設の老朽化対策をはじめ、浸水対策といった幅広い課題への対応が求められる一方で、柳井市の下水道の汚水処理人口は平成26年度以降減少に転じており、下水道事業の主な財源である使用料収入の確保という課題にも直面している。

このような状況の下、令和4年7月26日、柳井市上下水道事業管理者である柳井市長から本審議会に「適正な使用料水準の在り方」について諮問を受けたところである。

そこで本審議会において、柳井市下水道事業の現在の状況を踏まえ、令和5年度以降の事業計画及び使用料水準の適正化について協議を重ね、下水道使用料の適正な原価計算のあり方を明らかにする「柳井市下水道使用料算定要領」を定めたうえで、次のとおり結論を得たので、ここに答申するものである。

2. 答申内容

(1) 下水道使用料のあり方

柳井市の下水道使用料は、旧柳井市地域では平成11年、旧大畠町地域では平成22年以来、消費税等の税率変更を除き使用料体系の改定は行われていない。

令和3年度決算における使用料単価は167.5円/㎡であり、国が要請する単価150円/㎡を上回るものの、汚水処理原価234.7円/㎡の約70%に留まっている。

本来、地方公営企業法の適用を受ける下水道事業は、「雨水公費、汚水私費の原則」に基づき、事業に伴う収入（使用料）によってその経費を賄う独立採算制の原則が適用される。

しかしながら、現在の使用料体系では汚水処理に係る維持管理費を賄うことができず、市税を財源とする一般会計からの補助金（以下、「基準外繰入金」という。）や元金償還金に充てる為の地方債（以下、「資本費平準化債」という。）発行により、下水道事業の経営を維持している状況である。

これまで柳井市では、柳井浄化センター用地の一部売却、上下水道料金お客様センターの開設、地方債の借換え等様々な経費削減策を講じてきたものの、基準外繰入金の解消には至っていない。

このような状況を勘案し、令和5年度以降の事業計画を着実に実施し、かつ、下水道事業の健全な経営を維持していくためには、下水道使用料の改定が必要であるとの結論に至った。

（2）使用料算定期間

令和5年度から令和8年度までの4年間

使用料の安定性、期間的負担の公平性、経費把握の妥当性等を考慮し、水道料金の算定期間に合わせた、令和5年度から令和8年度までの4年間とすることが適当である。

（3）平均改定率

平均改定率9.11%

今回の改定では、下水道事業のうち公共下水道に係る使用料対象経費を基に平均改定率を算定した。一方、農業集落排水に係る使用料は、公共下水道と同じ使用料体系で事業運営を続けてきた経緯から、公共下水道に係る使用料算定結果を踏まえた内容とする。

公共下水道に係る使用料対象経費は、適正な維持管理費、資本費（減価償却費、資産減耗費及び支払利息）を基に算出した。現行の使用料体系を基に推計した使用料収入では、使用料算定期間の4年間に基準外繰入金が約2億3千万円必要となる結果となった。

この基準外繰入金全額を解消し、さらに国の基準に基づき資本費の40%を使用料で負担することとした場合、現行の使用料体系から大幅な改定が必要となる。

このため今回の改定では、公共下水道に係る使用料対象経費のうち維持管理費の全額を公共下水道の使用料収入で賄うことを目標に、平均改定率を9.11%とすることが適当であると判断した。

なおこの改定により、公共下水道では4年間で約5千8百万円、下水道事業全体では同期間で約6千3百万円の基準外繰入金が縮減される見込みである。

（4）使用料体系

柳井市の下水道使用料は、10m³/月までの基本水量制に基づく基本使用料と10m³/月を超える排水量に応じ負担する従量使用料の二部使用料制を採用している。

今回の改定では、公共下水道の利用実態に基づき排水量区分及び使用料単価について、個別に検討を行った。なお、公衆用浴場については、柳井市に該当施設がないことから、今回の答申の対象外とした。

①排水量区分

基本水量制の見直し（6m³/月）、新たな排水量区分（6m³/月を超え10m³/月まで）の追加

今回の改定では、既に柳井市水道料金で廃止された基本水量制の取扱いについて検討を行った。

基本水量制に基づく基本使用料は、基本水量内での排出量に関わらず一定額を負担する制

度であり、県内でも多くの団体が採用している。しかしこの制度では、排出量に関わらず一定額の負担が必要なため、使用料負担の公平性に課題がある。また、柳井市では世帯人数に応じ下水道使用料を負担する水道水以外の利用者（以下、「井戸等利用者」という。）が、下水道利用者全体の約15%（約1千件）存在することから、水道利用者と井戸等利用者との間でも、負担の公平性が課題となっていた。

基本水量制を廃止した場合、一部の利用者に過度な負担となることや水道利用者と井戸等利用者との間で使用料負担の公平性の確保が難しいというえ、下水道事業の経営にも大きな影響を与えることから、次のとおり改定することが適当であると判断した。

今回の改定では、水道利用者における1世帯1人あたりの平均排水量（約6 m³/月）を根拠に、基本水量の範囲を6 m³/月へ縮小し、固定的経費を賄うための基本使用料とする。

この見直しにより、井戸等利用者1人あたりの認定水量（6 m³/月）との公平性を図ることとした。

また、排水量10 m³/月までの利用者に過度な負担増とならないよう、新たな排水量区分（6 m³/月を超え10 m³/月まで）を追加し、従量使用料とする。なお、10 m³/月を超える排水量区分は、従前どおり二段階とする。

②使用料単価

基本使用料は据え置き、従量使用料の単価を見直し

本来基本使用料は、排水量の多寡に関わらず固定的に発生する経費を利用者が均等に負担することとされている。この考え方を基に基本使用料を試算したところ、基本使用料が現行の基本使用料の2倍近い単価になる結果であった。

このため、基本使用料が利用者へ過度な負担増とならないよう、緩和措置について検討した結果、次のとおり改定することが適当であると判断した。

今回の改定では、基本使用料の算定にあたり、使用料対象経費に（1－施設利用率）を乗

じたものを基準とする。この基準を基に算出した基本使用料は、現行の基本使用料とほぼ同額となり、基本水量制は範囲を縮小するものの制度を継続することから、基本使用料は据え置く。

また、従量使用料は、排水量に応じ負担することとされており、排水量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進逓増方式を維持する。

現行使用料体系と改定案との比較及び排水量別使用料は、別表１、別表２のとおりである。

（５）使用料改定時期

令和５年１２月以降の検針分から適用

下水道利用者へ、事業の現状を含めた丁寧な説明を行うとともに、その周知期間等を考慮したうえで改定することが望ましい。

（６）資産維持費

使用料対象経費の対象外

基準外繰入金を受けている現状で使用料対象経費に資産維持費を追加した場合、使用料の更なる大幅な改定となる事が必要であることから、当分の間、資産維持費を使用料対象経費の対象外とすることはやむを得ないと判断した。

（７）資本費平準化債

新規発行の抑制

資本費平準化債の活用は、基準外繰入金の抑制になる一方、支払利息の増加要因となる。

今後、使用料収入の減少が見込まれる中、下水道事業の経営を圧迫する要因になりかねないので、資本費平準化債の新規発行は抑制することが望ましい。

3. 付帯意見

(1) 使用料収入の確保

下水道未普及地区への管渠整備や、下水道への接続促進の取組等、着実な使用料収入の確保となる方策を検討されたい。

(2) 適切な施設の維持管理

水質保全や快適な生活環境の確保の面から、将来に渡り適切な下水道サービスを維持継続するため、今後とも効率的な事業運営に努め、老朽化する施設の計画的な修繕、更新を実施されたい。

(3) 人材育成

上下水道料金お客様センター開設等により職員数を削減し、経費削減に努めていることは評価できるが、今後とも下水道事業の健全な運営を行うため、事務職員、技術職員の育成、資質の向上に努められたい。

(4) 中間検証

常に下水道事業の経営状況を注視するものとし、令和7年度には中間検証を行うものとする。

4. おわりに

本審議会では、今後の健全な下水道事業経営に資するための方策として、令和5年度以降の事業計画及び使用料水準の適正化について、慎重に審議を重ね、その方向性を示した。

下水道は、市民生活の環境改善、公共用水域の水質保全、浸水対策などを担う重要な事業であり、これを維持継続していくことが上下水道事業管理者の使命であることは言うまでも

ない。

この答申を踏まえ、市民及び事業者の理解と協力を得ながら、地方公営企業として適正な事業運営が図られるよう強く要望するとともに、将来にわたり下水道サービスを継続して提供できるよう、その使命を果たすことを期待するものである。

別表１ 現行使用料体系と改定案との比較

(使用料体系／消費税及び地方消費税込)

種類	排水量区分 (1月あたり)		使用料単価			
			現行	改定案	改定額	改定率
一般 汚水	6 m ³ まで	基本水量	1,430 円	1,430 円	0 円	0%
	6 m ³ を超え 10 m ³ まで	1 m ³ につき	0 円	55 円	55 円	皆増
	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	1 m ³ につき	176 円	198 円	22 円	12.50%
	20 m ³ を超える もの	1 m ³ につき	198 円	209 円	11 円	5.55%

別表２ 現行使用料と改定案との比較

(1月あたりの排水量別使用料／消費税及び地方消費税込)

	現行	改定案	改定額	改定率
6 m ³ まで	1,430 円	1,430 円	0 円	0%
10 m ³	1,430 円	1,650 円	220 円	15.38%
12 m ³ (平均排水量)	1,782 円	2,046 円	264 円	14.81%
20 m ³	3,190 円	3,630 円	440 円	13.79%
30 m ³	5,170 円	5,720 円	550 円	10.64%
40 m ³	7,150 円	7,810 円	660 円	9.23%

○柳井市上下水道事業経営審議会条例

令和4年3月28日条例第1号

柳井市上下水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、柳井市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、上下水道事業に関する重要な事項について調査審議し、管理者に答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道又は下水道の使用者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

3 委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、最初の会議は、管理者が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、公開しないことができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

柳井市上下水道事業経営審議会委員

会 長	齊 藤 由里恵
副会長	西 川 義 彦
委 員	大 藺 正 則
委 員	海 田 貴 裕
委 員	加 川 和 宏
委 員	川 崎 菊 江
委 員	河 内 俊 二
委 員	佐 郷 百 恵
委 員	中 重 聡 美
委 員	福 永 恵美子

(委員については五十音順)

令和4年度 柳井市上下水道事業経営審議会

区 分	開催年月日	内 容
第1回 経営審議会	令和4年7月26日(火)	・委嘱状の交付 ・会長・副会長の選任 ・諮問 ・上下水道事業の概要 ・施設見学
第2回 経営審議会	令和4年8月26日(金)	・事業収支の現状 ・施設の老朽化の現状
第3回 経営審議会	令和4年9月29日(木)	・将来予測とその対策 ・料金・使用料体算定の考え方 ・財政計画
第4回 経営審議会	令和4年10月24日(月)	・講演 ・料金・使用料体系の検討
第5回 経営審議会	令和4年11月14日(月)	・料金・使用料体系の検討
第6回 経営審議会	令和4年12月5日(月)	・答申の取りまとめ
第7回 経営審議会	令和5年1月10日(火)	・答申の提出

(総則)

第1条 下水道使用料の算定にあたっては、下水道使用者の公平な利益と下水道事業の健全な発展を図り、もって住民の福祉の増進に寄与するよう配慮しなければならない。

(使用料対象経費)

第2条 下水道使用料は、雨水公費、汚水私費の原則の下に、過去の実績及び社会経済情勢の推移に基づき合理的な排水需要予測と、これに対する施設計画を前提とし、経費負担区分の原則に基づき算定した使用料対象経費を基に算定しなければならない。

2 使用料算定経費は、誠実かつ能率的な経営の下における適正な維持管理費、資本費及び下水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる資産維持費の額の合計額から控除項目の額を控除した額とする。

(使用料算定期間)

第3条 使用料算定期間は、原則として将来の4年間とする。ただし、使用料算定期間中に予測し得なかった社会経済情勢の急激な変化、又は事業計画の変更等が生じた場合には、使用料算定期間中といえども適時に使用料改定をすることを妨げない。

(維持管理費)

第4条 維持管理費は、管渠費、処理場費及び一般管理費の費用を目的別に整理集計した額とする。なお、各費用の集計にあたっては、次の各号の性質別に使用料算定期間中の事業計画及び経済情勢の推移等を十分に考慮しなければならない。

(1) 職員給与費

職員給与費は、給料、手当、報酬、法定福利費及び退職給付費の合計額とし、過去の実績、職員計画及び給与水準の上昇等を考慮して適正に算出した額とする。

特に、退職給付費については、総額基準により各事業年度末の要支給額により算定するものとする。

(2) 修繕費

修繕費は、下水道施設の適切な維持を基本とし、過去の実績、事業の特性及び策定済の計画等を考慮して適正に算定した額とする。

(3) その他の維持管理費

薬品費、動力費、委託料、手数料、備用品費等その他の維持管理費は、過去の実績及び使用料算定期間中の事業計画並びに個別費用の特質等を考慮して、適正に算定した額とする。

(資本費及び資産維持費)

第5条 資本費は支払利息、減価償却費及び資産減耗費とし、次の各号で算定した額とする。

- (1) 支払利息は、企業債の利息及び一時借入金の利息の合計額で、使用料算定期間中の所要額として適正に算定した額とする。
 - (2) 減価償却費は、使用料算定期間中の下水道事業償却対象資産の帳簿原価に対し、原則として定額法により算定した額とする。
 - (3) 資産減耗費は、過去の実績及び下水道施設の実態等を考慮して適正に算定した額とする。
- 2 資産維持費は、適正な報酬率を乗じて算定された額とすることを原則とする。ただし、当分の間、使用料対象経費の対象外とする。

(控除項目)

第6条 控除項目は、下水道使用料以外の収益（他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入等）で、過去の実績及び使用料算定期間の事業計画等を考慮して、適正に算定した額とする。

- 2 他会計負担金は、国の繰出基準に基づく公費負担経費とする。
- 3 他会計補助金は、市との協定に基づく収益的支出額の不足額とする。
- 4 長期前受金戻入は、使用料算定期間中に算定した減価償却費に見合う額とする。

(財政計画)

第7条 財政計画の算定にあたっては、事業全般にわたる経営の見直しを行い、これを使用料対象経費に反映させなければならない。

- 2 施設の耐用年数と当該施設整備に係る借入金の償還年数の差により生じる資金不足を解消するため、資本費平準化債の借入を行うことができる。

(使用料体系)

第8条 下水道使用料は、個々の使用者の使用実態に応じて配分された個別原価に基づいて行うこととし、基本使用料と従量使用料の二部使用料制として設定するものとする。

- 2 基本使用料は、6 m³以下の利用者を対象に原則として固定的経費を基礎として算定するものとする。ただし、基本使用料が著しく高額になる場合には、使用料対象経費に（1－施設利用率）を乗じて得た額を基本使用料の対象経費とすることができる。
- 3 従量使用料は、使用料の激変を緩和するため、累進型超過使用料体系として構成するものとする。